



国際コンサルティング・エンジニア連盟

# 発注者・コンサルタント間の標準サービス契約書

契約書  
特記条件  
一般条件

契約書

特記条件

一般条件

## 発注者・コンサルタント間の標準サービス契約書

第4版 2006年

(社)日本コンサルティング・エンジニア協会 (AJCE)

## 謝 辞

国際コンサルティング・エンジニア連盟 (FIDIC) は、「Client/Consultant Model Service Agreement, Fourth Edition 2006 (White Book) 発注者・コンサルタント間の標準サービス契約書 第4版 2006年 (通称ホワイトブック)」改訂作業において、意見の取りまとめを担当した Ewan MacGregor (英国) と Griffiths and Armour (英国) に特段の謝意を表明すると共に、査読を担当した Hans Ammendrup (デンマーク)、John Bowcock (英国)、Axcel-Volkmar Jaeger (ドイツ)、Colin Marshall (バハマ)、Robert McKittrick (英国)、Eigil Steen Pedersen (デンマーク)、Enrico Vink (FIDIC 事務局) 及び Christopher Wade (英国) 各位に謝意を表明する。

本改訂作業は FIDIC 契約委員会の総指揮のもとで進められ、委員会は Christopher Wade (委員長)、Nael Bunni、Axel-Volkmar Jaeger 及び Philip Jenkinson から構成された。John Bowcock、Michael Mortimer-Hawkins が査読し Christopher Seppala が法律関係を校閲した。

ホワイトブックは、FIDIC 発注者・コンサルタント委員会委員長 Povl Ahm (Ove Arup and Partners 社、英国) が 1986 年に執筆を開始し、Eigil Steen Pedersen (COWI 社、デンマーク) が作業を引き継ぎ、Mario Asin 委員長 (Tippetts-Abbett-McCarthy-Stratton 社、米国) のもとで 1990 年に完成し、第 1 版が出版された。

1990 年 (第 1 版) の主執筆者は Godfrey L. Ackers (当時 英国の Mott MacDonald 社コンサルタント及び Sir Murdoch MacDonald and Partners 社のパートナー) である。Geoffrey Coates (Sir Alexander Gibb and Partners 会長) が FIDIC 理事としてホワイトブックの作成を統括した。Mark Griffiths (Griffiths and Armour 社、英国) と Paul Taylor (Berryman's Lace Mawer、英国) が賠償責任保険と法的なアドバイスを担当した。Mario Asin (米国) が Peter Batty (TAMS and Post Buckley 社、米国) の支援により詳細な査読と編集作業を担当した。

第 1 版の草稿段階で世界銀行及びアジア開発銀行から有用なコメントを、また、ホワイトブック完成前の 1989 年にアラブ経済社会開発基金 Izmael El-Zabri 氏から詳細で重要なコメントを頂いた。

1992 年、1995 年及び 1998 年にホワイトブック改訂版が出版された。改訂作業は FIDIC 発注者・コンサルタント委員会の歴代の委員長 Mario Asin 及び Peter Batty の指揮のもと、Mark Griffiths、Paul Taylor、Hans Ammendrup (Carl Bro and Dan Rail 社、デンマーク)、Pablo Bueno (Tyspa 社、スペイン)、Fatma Colasan (ODTM 社、トルコ)、Howard Schirmer (CH2MHill 社、米国)、Charles Molineaux (米国)、Wickwire Gavin (米国)、Mahendra Raj (インド) 各位の支援により実施された。

FIDIC は、上記全ての方々の献身的な尽力に対する謝意を改めてここに明記する。

なお、本文書の様式及び内容に関する最終的な決定は FIDIC に委ねられている。

## 契約書の完成

この「発注者・コンサルタント間の標準サービス契約書」は、発注者とコンサルタント間の任命契約書の基本形を示すものである。本書は典型的な任命契約書の最小限の要求事項を網羅している。当事者間の特定のプロジェクトや商業目的に使用するための追加条項あるいは修正条項が必要な場合には特記条項に記載することができる。

任命契約書に他の書類を含める場合、用語の使用法及び義務と責任の分担の両面で一貫性が保たれるよう注意しなければならない。当該契約の当事者は契約書の準備に関して独立した法的助言を望むかもしれない。独立した法的助言は標準サービス契約書の下で発生する自身の法的賠償責任、義務および責任について当事者が理解するのにも役立つ可能性がある。

この「発注者・コンサルタント間の標準サービス契約書」を契約締結の基礎として採用した結果として生じるプロジェクト上又は営利上の損失に対し FIDIC、いかなる委員会、FIDIC に関係する個人のいずれもが賠償責任を負わない。

## 序文

この「発注者・コンサルタント間の標準サービス契約書（通称：ホワイトブック）」の条件は国際コンサルティング・エンジニア連盟（FIDIC）が作成したものであり、投資前あるいはフィジビリティスタディ、設計と工事管理及びプロジェクト監理を目的とし、これらのサービスに対するプロポーザルが国際的に招聘される場合に、設計施工の調達における発注者の設計チームと請負者の設計チームの両者に対して一般的な使用が勧められるものである。これらは国内の契約についても同等に適用可能である。

この作成において、一般的に適用可能な条項が非常に多くある一方で、いくつかの規定は当該サービスが履行される環境と現場を考慮して変更する必要があることが認識された。これらの一般的に適用可能な条項は本書において系統的に整理されており一般条件と呼ばれている。一般条件は印刷物として契約を構成する書類として組み込まれることが意図されている。

一般条件は条項の中で相当する番号で特記条件に関連しており、これにより一般条件と特記条件は併せて当事者の権利と義務を規定する条件を構成する。

FIDIC は、標準サービス契約書の条項に関するコメントと付属書類 1（サービスの範囲）、付属書類 2（発注者が供給する要員、機器、設備及び他の者によるサービス）、付属書類 3（報酬及び支払い）及び付属書類 4（サービスの工期）の準備における注意を含んだ、アップデートされた「ホワイトブックガイド」の出版を予定している。

利用者が FIDIC のウェブサイト ([www.fidic.org](http://www.fidic.org)) 内のブックショップに紹介された、他の FIDIC の出版物を参照されることも有用であろう。

# 目次

契約書 Agreement .....	i
特記条件 Particular Conditions .....	a
A 一般条件の条項からの参照事項 .....	a
B 追加条項 .....	c
付属書類 .....	d
1 サービスの範囲	
2 発注者が供給する要員、機器、設備及び他の者によるサービス	
3 報酬及び支払い	
4 サービスの工期	
一般条件 General Conditions .....	1
1 一般規定 .....	1
2 発注者 .....	5
3 コンサルタント .....	7
4 開始、完成、変更及び契約終了 .....	9
5 支払い .....	12
6 賠償責任 .....	14
7 保険 .....	16
8 紛争と仲裁 .....	17
索引 .....	19